

○厚生労働省令第百三十号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第三十一条の七、第五十条の五第二号、第五十条の六、第五十条の七、第五十条の十一第一項、第五十三条の二第一項及び第九十六条の三の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(労働金庫が共済代理店として共済契約の募集を行うことのできる場合)

第十四条 (略)

一 五 (略)

六 次号ロに掲げる事由に関する共済契約又は損害共済契約(一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し、共済掛金を收受する共済契約(次号に規定する傷害共済契約を除く。))をいう。以下この項及び第六十条第一項第五号において同じ。)のうち、その共済金が住宅の建設、購入又は改良(これらに付随する土地又は借地権の取得を含む。)に係る債務の返済の支援に充てられることを目的として共済契約者又は被共済者の所得を補償するもの

七 傷害共済契約(次に掲げる事由に関し、一定額の共済金を支払うこと又はこれらによつて生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、共済掛金を收受する共済契約をいう。以下この項及び第六十条第一項第五号において同じ。)若しくは損害共済契約のうち、人が外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの間(以下この号において「海外旅行期間」という。)に発生した事由に関し共済金が支払わ

改正前

(労働金庫が共済代理店として共済契約の募集を行うことのできる場合)

第十四条

法第十二条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、共済代理店である消費生活協同組合法施行令(平成十九年政令第三百七十三号。以下「令」という。)第二条に規定する労働金庫(以下「労働金庫」という。)又はその役員若しくは使用人が次の各号に掲げる共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う場合であつて、次項各号及び第三項各号に掲げる要件(第一号から第三号まで及び第五号から第八号までに掲げる共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う場合にあつては、次項各号に掲げる要件)のいずれにも該当する場合とする。

一 五 (略)

六 次号ロに掲げる事由に関する共済契約又は損害共済契約(一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し、共済掛金を收受する共済契約(次号に規定する傷害共済契約を除く。))をいう。以下この項において同じ。)のうち、その共済金が住宅の建設、購入又は改良(これらに付随する土地又は借地権の取得を含む。)に係る債務の返済の支援に充てられることを目的として共済契約者又は被共済者の所得を補償するもの

七 傷害共済契約(次に掲げる事由に関し、一定額の共済金を支払うこと又はこれらによつて生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、共済掛金を收受する共済契約をいう。以下この項において同じ。)若しくは損害共済契約のうち、人が外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの間(以下この号において「海外旅行期間」という。)に発生した事由に関し共済金が支払われるもの又は生命共済契約の

れるもの又は生命共済契約のうち、海外旅行期間における当該人の死亡又は人が海外旅行期間中にかかった疾病を直接の原因とする当該人の死亡に関するもの

イ、ホ (略)

八、十一 (略)

二、六 (略)

(資産の部の区分)

第八十一条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 次に掲げる資産 流動資産

イ、ト (略)

(削る)

チ (略)

二、三 (略)

四 (略)

イ、ホ (略)

うち、海外旅行期間における当該人の死亡又は人が海外旅行期間中にかかった疾病を直接の原因とする当該人の死亡に関するもの

イ、ホ (略)

八、十一 (略)

二、六 (略)

(資産の部の区分)

第八十一条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる資産 流動資産

イ、ト (略)

チ 次に掲げる繰延税金資産(税効果会計(貸借対照表に計上

されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等(法人税、住民税及び事業税(利益)に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。)

をいう。以下同じ。)の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期剰余金の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。)の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。)

(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められるもの

リ (略)

二、三 (略)

四 次に掲げる資産 その他固定資産

イ、ホ (略)

へ 繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期剰余金の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）
（削る）

（削る）

ト (略)
五 (略)
四 (略)

（負債の部の区分）
第八十二条 (略)
二 (略)

一 (略)
イ (略)
（削る）

（略）
（略）

へ 次に掲げる繰延税金資産

(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくはその他固定資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められないもの

ト (略)
五 (略)
四 (略)

（負債の部の区分）
第八十二条 (略)
二 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる負債 流動負債

イ (略)
次に掲げる繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。）

(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められるもの

（略）
（略）

二 (略)

イ(ハ) (略)

ニ 繰延税金負債(税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。)

(削る)

(削る)

ホ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号又は掲げるもの以外のもの
ヘ 資産除去債務のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの
ト (略)

(繰延税金資産等の表示)

第九十条 繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

(削る)

2| 前項の規定にかかわらず、法第十条第一項第四号の事業(受託共済事業を除く。)を行う組合の貸借対照表等については、資産の部に属する繰延税金資産の金額及び負債の部に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として表示することを妨げない。

3| 連結貸借対照表に係る前二項の規定の適用については、これらの規定中「その差額」とあるのは、「異なる納税主体に係るものを除き、その差額」とする。

二 次に掲げる負債 固定負債

イ(ハ) (略)

ニ 次に掲げる繰延税金負債

(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくはその他固定資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められないもの

ホ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの
ヘ 資産除去債務のうち、前号ヲに掲げるもの以外のもの
ト (略)

(繰延税金資産等の表示)

第九十条 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2| 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

3| 前二項の規定にかかわらず、法第十条第一項第四号の事業(受託共済事業を除く。)を行う組合の貸借対照表等については、資産の部に属する繰延税金資産の金額及び負債の部に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として表示することを妨げない。

4| 連結貸借対照表に係る前三項の規定の適用については、これらの規定中「その差額」とあるのは、「異なる納税主体に係るものを除き、その差額」とする。

（共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可申請）
第六十条（略）

一、四（略）

五、当該認可申請に係る共済が第三分野共済の共済契約（傷害共済契約又は損害共済契約のうち傷害共済契約に係る再共済契約であつて、元受共済契約（共済契約のうち再共済契約以外のものをいう。）に係る全ての共済責任が移転され、かつ、当該共済責任の全部に相当する責任準備金が積み立てられるものをいう。以下同じ。）（共済期間が一年以下の共済契約（当該共済契約の更新時において共済掛金その他契約内容の変更をしないことを約した共済契約を除く。）及び傷害共済契約（第十四条第一項第十号に掲げる事由に関するものに係るものに限る。）その他これに準ずる給付を行う共済契約を除く。以下この条、第六十七条第七号及び同条第八号において同じ。）を含む場合にあつては、当該第三分野共済の共済契約に関する第五十五条第一項第三号に掲げる事項が共済の数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、共済計理人が確認した結果を記載した意見書

2（略）

一、四（略）

五、第五十五条第一項第三号に掲げる事項が共済の数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、共済計理人が確認した結果を記載した意見書（第三分野共済の共済契約に関する当該事項を変更する場合に限る。）

3（略）

（通常の予測を超える危険に対応する額）
第六十六条の三（略）

（共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可申請）
第六十条 法第四十条第五項に規定する規約の設定の認可申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一、四（略）

（新設）

2 法第四十条第五項に規定する規約の変更の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一、四（略）

（新設）

3（略）

（通常の予測を超える危険に対応する額）
第六十六条の三 法第五十条の五第二号の共済契約に係る共済事

一 共済リスク（実際の共済事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。以下同じ。）（次号に掲げる第三分野共済の共済契約に係る共済リスクを除く。）に対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

一の二 第三分野共済の共済契約に係る共済リスクに対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

二・三 （略）

四 経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて、前各号に規定するリスクに該当しないものをいう。）に対応する額として、前各号に掲げる額に基づき厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

（共済事業の運営に関する措置）
第六十七條 （略）

一〇五 （略）

六 共済契約の更新時において共済掛金その他の契約内容の変更をしないことを約しない共済契約の募集に際して、共済募集人が、共済契約者に対し、当該更新後の共済契約について、共済掛金その他の契約内容の変更をする場合があることを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

七 基礎率変更権（共済契約締結時の共済掛金計算の基礎となる共済事故の発生率（以下この号及び次号において「予定発生率」という。）について、実際の共済事故の発生率（以下この号及び次号において「実績発生率」という。）が共済契約締結時の予測と相違し、又は今後明らかに相違することが見込まれるため、予定発生率を変更して共済掛金又は共済金の額の変更を

故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とする。

一 共済リスク（実際の共済事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。以下同じ。）に対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

（新設）

二・三 （略）

四 経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて、前三号に規定するリスクに該当しないものをいう。）に対応する額として、前三号に掲げる額に基づき厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

（共済事業の運営に関する措置）

第六十七條 共済事業を行う組合は、法第五十條の六の規定により、その共済事業に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〇五 （略）

（新設）

（新設）

行う権利のことをいう。以下この号において同じ。)を第五十五条第一項第二号に掲げる事項として定める第三分野共済の共済契約の募集に際して、共済募集人が、共済契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

イ 共済契約の内容を変更する場合の要件(基礎率変更権行使基準(予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標を基に、基礎率変更権を行使して法第四十条第五項の規定に基づく認可を申請する場合の基準をいう。以下同じ。)を含む。)、変更箇所、変更内容及び共済契約者に内容の変更を通知する時期

ロ 予定発生率の合理性

八| 前号に定める第三分野共済の共済契約に関し、共済募集人が、一年ごとに、共済契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するための措置

イ 基礎率変更権行使基準の該当の有無

ロ 基礎率変更権行使基準に規定する予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標の推移

ハ 其他基礎率変更権行使基準の該当の有無に関し、参考となる事項

九| (略)

(責任準備金の積立て)

第七十九条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 第六十六条の三第一号に掲げる共済リスクに備える異常危険準備金

二 第六十六条の三第一号の二に掲げる第三分野共済の共済契約に係る共済リスクに備える異常危険準備金

(新設)

六| (略)

(責任準備金の積立て)

第七十九条 (略)

2・3 (略)

4 異常危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

一 共済リスクに備える異常危険準備金

(新設)

共済契約に	項目	記載事項
	(略)	
一〇九	(略)	(略)

別表第三（第二百九条第一項第三号ハ関係）

5 (略)

三 (略)

（共済計理人の選任を要しない組合の要件）
 第九十条 (略)

一 (略)

二 共済契約の更新時において共済掛金その他の契約内容の変更をしないことを約する共済契約であつて共済の数理の知識及び経験を要するものに係る共済掛金及び責任準備金の算出を行わないこと。

三 (略)

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）
 第二百九条 (略)

一〇四 (略)

五 (略)

イ・ロ (略)

ハ 法第五十条の十二第一項第一号の確認（第三分野共済の共済契約に係るものに限る。）の合理性及び妥当性

六・七 (略)

二・三 (略)

共済契約に	項目	記載事項
	(略)	
一〇九	(略)	(略)

別表第三（第二百九条第一項第三号ハ関係）

5 (略)

二 (略)

（共済計理人の選任を要しない組合の要件）
 第九十条 法第五十条の十一第一項の厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 (略)

（新設）

二 (略)

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）
 第二百九条 法第五十三条の二第一項の厚生労働省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一〇四 (略)

五 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

（新設）

六・七 (略)

二・三 (略)

関する指標	十 第三分野共済の共済契約に係る給付事由又は共済事業の種類ごとの、発生共済金額（共済金支払に係る事業経費等を含む。）の経過共済掛金（当該事業年度の経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額をいう。）に対する割合（再共済又は再保険に付した部分の控除をしないものとして計算する。）
(略)	(略)

別表第五（第二百九条第一項第六号ニ関係）

項目	記載事項
(略)	(略)
法第五十条の五第二号に係る細目	一 (略) 二 第六十六条の三第一号の二に掲げる額 三 四 五 (略)

関する指標	(新設)
(略)	(略)

別表第五（第二百九条第一項第六号ニ関係）

項目	記載事項
(略)	(略)
法第五十条の五第二号に係る細目	一 (略) (新設) 二 三 四 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に消費生活協同組合法施行規則第九十条に規定する要件に該当している組合に係る同条の適用については、この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則（以下「新規則」という。）第九十条第二号の規定にかかわらず、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 施行日から平成三十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度における新規則別表第三（共済契約に関する指標の項目の第十号の規定に限る。）の規定の適用に当たっては、新規則第二百九条第一項第三号ハ中「直近の二事業年度」とあるのは、「直近の事業年度」と読み替えることができる。

4 新規則別表第五の規定は、施行日以後に終了する事業年度から適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。